

## 【熊本S. J. C. D. 例会 抄録】

**演 題** 咬合の再構成にインプラントを応用した2ケースを  
再考する

**演者名** 山部英則

**日 付** 2008年1月22日

### keywords

1. インプラント修復
2. 咬合再構成
3. インターディシプリナリー・アプローチ
4. 咬合高径

### 抄 録

近年、臨床において咬合再構成を行う必要性のある症例に対して、オプションとしてインプラントを選択することにより、患者・術者ともに多大なる恩恵を受けることが出来るようになった。

咬合再構成を行うケースとしては、全顎的な歯周病、多数歯欠損・歯冠崩壊、不良補綴物等による咬合崩壊ケースや歯列不正、骨格異常等で矯正単独あるいは外科矯正・矯正を伴ったケースが考えられる。遊離端欠損を例にとると、義歯による補綴ではいかなる設計にせよ残存歯への負担は避けられず、ほとんどのケースは坂道を転がり落ちるがごとく、ゆっくりともしくは急速に総義歯へという運命を辿っていく場合が多い。しかし、インプラント修復により臼歯部にしっかりと咬合支持を与えることができる場合には（インプラント修復物の対合が脆弱な場合には逆にマイナスに作用する場合があると思われるが）それを食い止めることができるのは周知の事実で、これまで演者もその有用性を示すべく、遊離端欠損やすれ違い咬合症例をインプラント修復によって咬合の再構成を行ったケースのプレゼンテーションを行ってきた。それは、私だけでなく会員の先生方も経験され実感されていることだと思います。

少数のインプラントで咬合の再構成を行うケースとしては、デンチャーを前提とした、治療期間が短く、患者負担も少ないオーバーデンチャーやAll-on-4等があり、また矯正による咬合再構成を行う場合にも、アンカーとしてやスペースクローズを目的として使用する場合があります。

一方、多数のインプラントを使用する場合は、上記の咬合崩壊ケースだけでなく、義歯の装着によって咬合支持が得られているケースにおいても、患者からの要望次第ではインプラント修復による咬合の再々構成を行う場合も多い。今回、矯正による咬合再構成にインプラント修復を行った症例および部分床義歯装着症例にインプラント修復で咬合の再々構成を行ったし2ケースについてその有用性と問題点について考察を行ってみたいと思いますので、先生方の貴重なご意見をお聞かせ下さい。